

(16) ハラスメント等人権侵害対策委員会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

ハラスメント等人権侵害対策委員会は、本法人構成員のハラスメント等人権侵害に関する事項について取り扱うことを目的として、平成16年度に人権及びセクシュアル・ハラスメント委員会として設置され、平成17年度にセクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会に改称された後、平成28年度に現委員会名に改称された。なお、平成15年度以前には、セクシュアル・ハラスメントについてのみ対応する「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」が置かれていた。

イ 組織の構成及び構成員等

ハラスメント等人権侵害対策委員会は、学長が指名した理事、学系長、保健管理センター所長、学長が指名した附属学校長1人、事務局長、その他学長が指名した者若干人をもって組織し、委員のうち、少なくとも1人は女性とする。

また、委員会の下にハラスメント等人権侵害防止対策専門部会を置き、対策委員会委員長が指名する当該委員若干人、各学系から選出された教員各2人、各附属学校から選出された教員各1人、総務課長、学生支援課長、その他対策委員会委員長が指名した者若干人で組織する。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

令和元年度においては、委員会を1回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 令和元年度年度計画に係る実施計画
- ii) 令和元年度ハラスメント等人権侵害防止対策計画

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

ハラスメント等人権侵害防止対策のため、次の事業を計画し、実行した。

- i) 教職員対象の防止対策
 - ・ 令和元年7月31日（水）に、ハラスメント防止研修を実施した。
- ii) 学生対象の研修会
 - ・ 平成31年4月6日（土）開催の学部・大学院の「新入生オリエンテーション」において、専門部会部会長が、ハラスメントの防止について説明した。
 - ・ 学部3年生及び大学院教育職員免許取得プログラム受講学生を対象として令和元年5月8日（水）実施の小学校実習事前指導の際に、ビデオ上映研修を実施した。
 - ・ 令和元年7月31日（水）に、ハラスメント防止研修を実施した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

大学構成員一人一人のハラスメント等に対する意識を高めるため、引き続いて講演会等を中心とした啓発・防止対策活動の一層の充実を図る予定である。